

午前11時12分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、9 番田中保光議員の質問を許可します。9 番田中保光議員。

（9 番田中保光君登壇）

○9 番（田中保光君） 皆さん、こんにちは。ただいま一般質問の許可を得ました9 番田中保光でございます。

早いもので、ことしも師走を迎え、残すところ20日余りとなりました。こうした中で、先月には日本の施設では山田堰土地改良区が所有しています、そして今日まで管理されてきました山田堰、堀川用水、水車のほか、8つの施設が世界かんがい施設遺産に登録されたということがございました。このことは朝倉市にとりましても名誉なことであり、先人たちの知恵と長年の御苦労と、山田堰土地改良区の維持管理による努力の結果がここに認められたものだと思っております。

このかんがい施設遺産登録は、かんがいの歴史発展を明らかにし、理解と醸成を図り、かんがい施設の適切な保全に資することを目的に、建設から100年以上を経過し、かんがい農業の発展に貢献したもの、卓越した技術、社会的価値のあるものを登録、表彰することで創設されたということであります。

この登録により、かんがい施設の持続的な活用、保全方法の蓄積、研究や一般市民への教育機会の提供、かんがい施設の維持管理に関する意識の向上に寄与し、この施設を核として地域づくりに活用することが求められているところであります。

朝倉市としても山田堰土地改良区所有の財産が世界かんがい施設遺産に登録されたということではなく、市としても貴重な資産として、当施設の持続ある維持管理に可能な限り支援を行い、これらの施設が地域農業の発展に、さらには歴史、文化、教育の振興に、そして観光資源として活用され、朝倉市の活性化につながっていくことに期待をしているところでございます。

以下、質問席から通告に従い質問を続行しますので、明快なる回答をお願いを申し上げます。

（9 番田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） 9 番田中保光議員。

○9 番（田中保光君） それでは、通告に従いまして質問を続行させていただきたいと思っております。

きのうも15番議員、あるいは6 番議員から私の部分とダブった部分が若干あるのかなと思いますけれども、できるだけ角度を変えながら質問をしていきたいと思っておりますので、その点は御理解のほど、よろしく申し上げたいと思います。

まず、朝倉市の人口対策についてであります。

人口減少対策の取り組み、現状についてということで通告をいたしておりました。こと

し、もう既に御承知のように、日本創成会議の人口減少問題検討分科会が発表いたしました。このまま大都市への人口流出が現在のまま続けば、全国896の自治体が20歳から30歳の女性が30年間で半分以上に減少するという。さらには、2040年時点において523の自治体の人口が1万人を切り、自治体の運営が厳しくなり、将来消滅する可能性があると発表されたところであります。

この朝倉市の総人口においては、2010年の約5万6,300人から、2040年には3万6,000人に、また20歳から39歳の女性が50%以上減少となる試算がなされた自治体に入っているところであります。その中で、朝倉市の若年女性の場合は、2010年の5,854人から、2,040年の若年女性人口変化率はマイナス55.5%で、約2,600人となると推計がされております。

朝倉市においては、この人口減少対策は、今後の重要な行政課題であるというふうに理解をいたしておるところであります。このことについて、まず執行部、どのように受けとめをされておるのか、確認のためお尋ねをしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） これまでも出生率の低下、高齢化による限界集落など、人口減少問題につきましては以前から指摘があり、認識していたところではございますけれども、改めて消滅可能性がある自治体ということで、朝倉市が名指しされたというようなことでございます。謙虚に受けとめたいというふうに思っております。

人口減少対策につきましては、市の活力とか、魅力とか、総合力が問われるというものでございますけれども、危機感を持ち、重要課題ということで取り組まなければならないというふうに考えてるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 私も今、申し上げますように、この人口問題というのは前から質問もしておるところでございますけれども、やはり朝倉市としても危機感を持った、やっぱり対応が必要であろうと。そういう認識のもとに今後の行政推進も必要ではないかなというふうに思っておるところでございます。

そういうことで、既に朝倉市の総人口は平成18年の合併時から今日まで約4,000人の減少となっております。そのうち、私がいつも申し上げます生産年齢人口の減少は、これまでに約4,600人弱の減少となっておりますということであります。このまま減少を続けると、市の行政運営や地域の社会活動に大きな影響を与えるものだというふうに思っております。

さきの9月の定例会におきましても、平成25年度の決算の歳入におきまして、個人市民税では約80%がサラリーマン等の給与所得による税収であり、前年に比較して給与等による所得の税収は減少をしておるという説明があったところであります。その要因につきましては、正規、非正規雇用の状態とか、そういう賃金の関係の影響があると思いますけれども、やっぱり今さっき言いますように、生産年齢人口の減少による影響というのは、私は避けて通れない実態であろうというふうに思っておるところでございます。

また、朝倉市の地域別人口動態を見ますと、市全体の中で人口が増加しているのは立石地区と美奈宜の杜地区の2地区であり、ほかの地区は全て人口減少が続いているところがあります。この減少状態が続くと、少子高齢化が急速に進み、限界集落の増加により、社会活動の維持機能が低下することにより、農林業が衰退し、地域の歴史や文化の継承、そして農村の果たす環境保全とか、災害防除機能を失っていくことを危惧するところでもあります。

今後、市内全体において均衡ある人口分布を含めた人口対策がこれから私は必要であろうというふうに考えていますが、執行部の見解はいかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 人口問題につきましては、市全体のことを考えるということと、それから地域ごとによって人口の増減の割合が違うということも認識しておりますので、全体のこと、それから地域のこと、それぞれに目を配りながら進めていくという考えが必要だというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） なかなか市全体を均衡ある人口分布に持っていくというのは非常に難しい問題だと思いますけれども、やはりこのことは私は大事なことでありうというふうに思っております。

いつも申し上げますように、市長のマニフェストにおいても、親と子と孫が一緒に暮らす日本一の朝倉市の実現を掲げられておるところでございます。私もこの目標を実現をしていくことこそ、この朝倉市の人口減少対策と活力ある朝倉市の創生につながっていくものでありうというふうに考えております。

しかし、世の中、厳しいものがございまして、森田市長就任後、既に5年が経過をしようとしてるところであります。その中で、市長も精いっぱい努力はなされておるということでございますけれども、実態といたしましては、人口減少に歯どめがかからない現状であります。このことを実現していくためには、行政全体の中で幅広い行政施策の実施が必要であるわけですが、ここで幾つか朝倉市の実態についてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、生産年齢人口のうち若年層である朝倉市内の中学生や高校生が市内にどの程度とどまり、あるいは市内ハローワーク管内の企業等に就職してる状況であるのか、わかればお尋ねをしていきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 中学生、高校生の就職状況でございます。朝倉公共職業安定所のデータを述べます。数値は市内ということではございませんで、職業安定所管内の数値でございます。

平成24年度、25年度について述べます。中学生につきましては、両年度とも就職者はい

ません。高校生、平成24年度、卒業者数は697人、うち就職者数は94人、そのうち管内就職者数は47人となっております。25年度、卒業者数589人、うち就職者数91人、そのうち管内就職者は40人でございました。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 9 番田中保光議員。

○9 番（田中保光君） 次に、農業関係でございますけれども、農業は朝倉市の主要産業として位置づけされているところであります。しかし、昨今の農業を取り巻く情勢は、後継者不足、農機具等の機器や資材等の高騰、生産物の価格の低迷等、厳しいものがありますが、近年の農業従事者と人口、それから農家戸数は減少傾向であると思いますが、実態はどのようになっているのか、わかればお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 農家戸数、農家人口の推移について申し上げます。

平成12年度から平成22年度までの推移について述べます。農林業センサスのデータです。まず販売農家数、平成12年度は3,871戸。

○9 番（田中保光君） 合計でいい。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 合計でよろございますか。10年間で約33%減少しております。

それから販売農家人口、これも12年度から22年度までですが、10年間で約35%減少しております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 9 番田中保光議員。

○9 番（田中保光君） それから、朝倉市の人口動態についてお尋ねをしたいと思います。転入、転出の社会増減と出生、死亡の自然増減の状況が全体的なトータルで結構ですが、どのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 24年度と25年度の状況を述べます。まず24年度、転入者と転出者の差し引きであります社会増減につきましては83人の減です。出生数と死亡者数の差し引きであります自然増減につきましては405人の減です。25年度、社会増減は245人の減、自然増減は298人の減でございます。5年間の累計も出しておりまして、社会増減は5年間で863人の減、自然増減は1,676人の減、5年間でそういうふうな数値となっているところでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 9 番田中保光議員。

○9 番（田中保光君） 今、幾つか実態を聞きましたけれども、やはり朝倉市の人口というのは減少傾向にいろいろな状況であるなというのが大体わかると思います。そういう中

で、朝倉市は平成20年3月に基本構想、基本計画の策定がなされ、現在、これに向かって取り組みを進められておるところでございますけれども、住民の意向調査では、朝倉市の住みよさについてお尋ねがっております。これについては肯定的な評価が60%以上を占めておるところでございますが、さっきが答弁であったように、社会増減については、特に転出者が多く、転入者が少ないということで減少でございます。朝倉市は住みよいという評価にもかかわらず、社会減少による人口減少が続いているというのもここでわかるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

また、6月の私の一般質問においても、企業の誘致で300人の雇用を生み出したということに対しまして、市内定住者はどのくらいかという質問に対しまして、約40%という回答でありました。そうしますと、300人雇用のうちの約、市内に定住した人、あるいは市内の人が就職した分を含めると思いますけれども、120人程度となるわけであります。生産年齢人口は合併後、平均で年に580人程度という減少であります。ここでも生産年齢人口の定住増加にはつながっていないということになります。いかにこの人口を定住化させてつなげていくのかというのが大きなこの課題でもあらうというふうに思っておるところでございます。

親と子と孫と一緒に暮らす環境整備は重要であります。実態としては核家族化は進行し、高齢者のみ世帯は増加している現状であります。私たち蜷城地区を見ましても、若い子育て年齢の人からは、学童保育所がない唯一の小学校区である、杷木は将来合併することによってございますので、そういうことになるわけですが、女性の社会進出、あるいは家計の足しにということで、勤めするにも非常に子供のことを考えると住みにくい地域と感じている子育て年齢層の人もある現状であります。

このような状況が続けば、若い年齢層の増加は望めない状況にあると考えますが、さっき申し上げましたように、均衡ある人口分布を目指せば、安定した雇用や働く場所の確保とともに、子育て支援としての対応も重要な施策であります。こういうものを含めて、均衡ある人口対策を進めていく上の考え方があればお尋ねをしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 人口減少対策につきましては、総合的に進めていくことが大切だというふうな大もとの考え方がありますが、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子案の状況ですけれども、今後の施策の方向によりますと、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるというふうにあります。子ども・子育て支援の充実は重要というふうに考えております。国や県の動きを注視しながら、またそういった動きと協調しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今、まち・ひと・しごと創生法案につき、また後でお尋ねはしていきたいと思いますが、やはりこの人口対策というのが、今、国におきましても、

さっき申し上げますような状況の中で、国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来人口、推計人口では、2048年、平成60年には1億人を割り込む、9,913万人と推計をしております。2060年、平成72年には8,674万人となり、生産人口、これは15歳から64歳ですけれども、これは2010年には63.8%から減少し、2017年には60%台に割り込み、2060年、いわゆる平成72年には50.9%になるというところであります。

そういうことで、国においては民間研究機関の日本創成会議人口減少問題分科会が5月に発表した消滅自治体のリストがきっかけとなり、人口問題の機運が高まってきたところでもあります。そういうところで、地方創生担当大臣の設置をし、総務省では人口20万以上の拠点都市と周辺市町村が協力をして、雇用や生活環境が整った都市をつくり、3大都市圏への若者流出を防ぐ対策を進めるため、2015年度から地方中核拠点都市構想を本格化させるという模様であります。

さきの11月の21日の国会においては、地方の人口減少の抑制を目指す基本理念を定めたまち・ひと・しごと創生法案と地方支援策の申請窓口を内閣府に一元化する地方再生法改正が成立をしたところでもあります。

このような状況の中で、創生法では人口減少に歯どめをかけ、東京への過度な集中を是正するため、平成15年から5年間で取り組む人口対策の具体策や20年時点での達成目標を盛り込んだ総合戦略を作成するとしています。また地方自治体においても総合戦略作成の努力義務も課せられているということでもあります。

このように政府においては人口対策の取り組みは重要な課題として位置づけられ、取り組みが今、進められてるところであります。先ほど幾つか状況をお尋ねしたところでもありますけれども、現時点での状況でも人口減少は続いており、これに歯どめをかけていくには多くの課題があると考えております。

朝倉市としてはこの人口減少問題について、現在どのような対応策の検討や取り組みをされているのか、その状況をお尋ねをしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） まず国の動きがあるということでございますから、その動きを注意深く見ながら情報を収集しているということがございます。

それと、定住促進につきましては、さまざまな要因がございます。よそから転入するについてもいろいろ要因があるということでございますので、移住している方に対しまして、市の取り組みの見せ方、アピールは大変重要だというふうに考えておりますので、ホームページで市の取り組みをわかりやすくお知らせしていくというような取り組みに今、取り組んでいるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） この人口問題は簡単に解決できる問題ではないと私も理解はしておりますが、さまざまな施策を実施していく中で解決していくものであります。市長も

6月の質問に対して、答弁では、親と子と孫が一緒に暮らす朝倉実現には、親と子と孫と一緒に住むのがベターかもしれないが、生活の個人の考え方の違いもあり、なるべく近くで市内に3つの世代が住めるようなことで取り組みをやっている。子育て環境の整備、働く場所、住環境の整備、もろもろの環境整備をすることによって、3世代が同じ地域に住めるような地域づくりをやっていかないと答弁がなされました。

こうしたあらゆる環境整備の実施について、人口問題は朝倉市の重点課題として位置づけし、市の行政全体の中でいかに有効な施策を考案し、実施計画を作成し、目に見えた成果の上がる施策を実施していく必要が重要ではないかなというふうに考えております。市民のアンケートにおきましても、個別的には福祉の問題、保険の問題、医療の問題、産業等、満足度が低いものもあります。私はあらゆる角度から問題の整理を行い、転出の抑制と転入による定住人口の増加と出産による増加につながる対策が必要であります。現在ではその取り組みはいろいろなされておると思いますが、各部、各課において、それぞれが事務事業の中で進められ、市の横断的な対応がなされていないのではないかなと、そういうことで、やはりこの人口問題というのは非常に取り組みしても実績が目に見えない、そういうものがあるというふうに思います。

そういうことで、まず朝倉市の総合的な施策をまとめていく、これは人口対策について重要であると考えますが、市全体で今度の法案の決定もなされたところでございますし、そういう検討し、一定のプロジェクト等の設置して朝倉市の将来計画をまとめていくというふうなお考えはあるのかなのか、そこあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 人口減対策といいますものは、言われますように現在の情勢とか、現在の施策とかを見渡しながらか、主導する、主に引っ張っていく指令塔と、それと庁内の連携、意思統一というものが要だというふうにかけております。プロジェクトチームという名称になるかどうかは別といたしまして、企画政策担当部署を指令塔といたしまして、庁内連携による市の総合戦略を27年度中までに策定するというふうにかけております。

そのためには、今後庁内の連携、意思統一に向けた体制を整えるということが必要でございますし、情報共有を図りながら、各分野の垣根を越えた施策の基本的方向等を定めていきたいというふうにかけております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） まずやっぱり国もこの人口対策には各省庁の垣根を越えた横の連携をとった対応策が必要だ、今までの対応ではできないというような考え方も示されて、今、いろいろと対応がなされておるところでございます。今、27年度中にはそういう対策をするプロジェクト、そういうものをつくっていくということでございます。

やはり私は考えますのは、国もここまで今、地方創生に力を入れてやろうという取り組みをやってるわけですから、これにやっぱりいち早く乗っていくべきではないかなと、こういうものが、これから具体的に出てくるのかわかりませんが、やはりいつでも手を挙げて、こういう国の行う事業に乗っていく、そういうのがこれからの私、一番大事な時期ではなかろうかなというふうに、今、考えておるところでございます。

なかなか人口問題は細かく言っても、この問題を簡単に解決していこうということにはならないけれども、やっぱり地道に、そして成果の上がるものをやっぱり模索しながら、そして一自治体でできないようなことをやっぱり国に要望し、あるいは国の制度を活用しながら、この実現をしていくというのが私は大事であろうというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、さっきから申しますように、転出者が多いということでもございます。何とか朝倉市に住みたいのと、やっぱり朝倉市に就職をして、朝倉市に住居を構えていく、そういうふうになる朝倉市を私はつくっていく、目指していく必要があろうというふうに考えます。人口問題、いろいろ言うても厳しい問題あるところでございますので、市長の人口問題に対します考え方を、まずお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 言うまでもなく、これは朝倉市に限らず、ほとんどの日本の基礎自治体と言われるところが人口減少ということで非常に今、危機感を持って、それぞれにいろんな施策を講じております。

そういった中で、今度、安倍政権の中で地方創生ということは大臣を据えて本腰入れてやろうということでありますので、私どももそのことに大いに期待をしておるわけであります。

その中でも2つございまして、いわゆる日本全体の人口の減少をどうとめるか、これは国のほうの恐らく仕事になると思う。それと私どもは、要するに朝倉市の人口の減少をどう食い止めるかということです。やっぱりそれには今、言われております、まち・ひと・しごと創生法が制定される、さっき言われましたように、内容についてはまだきちっと細かいところまで行ってませんが、そういうようなものを注意深く見ながら、大いにそういったものを活用していこうと。

ともに、先ほど課長のほうが答弁がありましたように、27年度中に、要するに市の総合戦略というものをつくっていこうという形で、いずれにしても、私どもにとりましても何とかここ9年ほどで4,000名ぐらい人口が減少してるわけですから、これ以上、減らないように努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 確かに人口を減らさない、これが将来の朝倉市の活力ある市になっていくのであろうというふうに思っておるところでございます。さっきも申し上げます

ように、それぞれの部、課がそれぞれの思いで取り組むということではなしに、やっぱり朝倉市全体の1つの方向性というものをやっぱりぴしっと決めて、その中で各部、課が分担をしながら実施し、これの成功につなげていくというようなひとつ取り組みを、今後早急に確立をしてやってもらいたいというふうに今、お願いをするところでございます。

時間配分を、きょう議長からうまくやってから、積み残しのないようにしろというような注意を受けました。時間配分は約30分ずつというようなことでしてありましたんで、この問題、この辺で切り上げまして、次に空き家対策の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

条例制定後の取り組みと空き家対策推進に関する特別措置法制定後の取り組みについてということで通告をいたしておりました。朝倉市の空き家対策は、市民の生活環境に害を及ぼすおそれのある家屋等が放置され、管理不全な状態となることを防止し、市、市民、所有者等が連携して、老朽危険空き家の適正な管理を行うことにより、安全で安心な地域づくりに寄与することを目的に、平成24年3月に朝倉市老朽危険空き家の適正な管理に関する条例が制定をされて今日に至っております。9月にまた一部改正がされたところでもございます。

条例には、市の責務、所有者等の責務、管理放棄の禁止及び解体撤去義務が規定されておりますけれども、そのことが遵守されているかといえば、厳しい状況であるのではないかなというふうに思っております。その対応の難しさといえば、所有権が個人のものであり、簡単に行政や住民が手を出せないということにあるというふうに思っております。

そういう中で、条例制定後3年を迎えていますが、まず条例制定後の状況について、条例第7条の規定による管理を放棄されていると推測される空き家の情報提供、これまでにどのくらいあっているのか、さらには同条2項の所有者等の調査と連絡処理件数がどの程度あっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） それでは、24年度から本日に至るまでの状況について説明をいたします。

情報提供数としては全体で156件ございます。この156件のうち本年度分が111件ございますので、うち96件は現在調査中でございます。そのような状況の中で、老朽危険空き家ということで認定したものが、現在24件ございます。助言、指導を実際に行うことができたもの、21件でございます。うち3件については情報の入手が困難であったということになります。あと命令に従わないというようなことで勧告、それから命令ということを行った件数は、それぞれ1件ずつございます。実際に解体ということになりますと6件、解体、除却を行っております。現在、指導、助言で6件ということで、そのほか管理中ということで申し上げたいのですが、具体的に地元の方、関係者と協議をする中で、地元のほうでもう話し合いがつきまして管理をなさると、それから安全対策措置をとると、そういった

ことで老朽危険空き家ではありますが、管理者として正しい管理が始められたというものもございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 9 番田中保光議員。

○9 番（田中保光君） 届け出があつたのも156件全体でということでございますし、なかなかこれが円満に解決をしていくのかなという、非常に厳しい問題があるのかなと。さっき言いましたように個人の所有物であると、ここには入っていけないというのが確かな実態であろうというふうに思っております。

以上、答弁聞いた中でもわかりますような状況でございますけれども、今後情報の提供を受けたもののほか、まだまだ多くの老朽危険空き家になる前の予備軍というのは多くあるのではないかなというふうに推測をするところでございます。全国では空き家が平成20年調査で757万戸と言われています。朝倉市は一応、空き家と同じような調査の形でどのくらい今あるのか、全体数で結構でございますので、お教えいただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） 今、申されましたように、現在報告がされてるものは直近で20年調査になります。25年調査については来年の公表となっておりますので、今現在の直近の数字でお答えいたします。現在、空き家総数から賃貸用、売却用の物件、それから別荘、そういったものを除きまして、全体で朝倉市に1,430件あると、そのようなふうに統計上の数字を確認しております。その持ち家のうち、一部そういう破損とか、そういったものがあるというようなものについては、統計上の数字では1,070件あるというふうに統計上確認をしております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） 今の件数ですが、ちょっと補足します、誤解があるといけませんので。今の統計は総務省が行ってます住宅土地統計調査、全国的な調査のものです。このやり方ですが、例えば市内に2万件あるとします、2,000件を抽出して、その分で空き家調査して、それを10倍したということです、曖昧な数字だということをおくみとりください。

○議長（手嶋源五君） 9 番田中保光議員。

○9 番（田中保光君） 今、何か説明ありましたように、空き家ということの位置づけについてもいろいろな実態があろうと、それは十分理解をいたしております。しかし、これはこれからこういう地方都市になってきますと、さらに少子高齢化、あるいは核家族化、あるいは人口の減少が進んでいくということになれば、空き家対策は今後、行政としても大きな課題になってくるであろうというふうに思っております。

このような現状も踏まえ、国においても空き家対策の必要性を重視し、さきの臨時国会

において空き家対策の推進に関する特別措置法が成立されました。主な内容については、市町村長の法律で規定する限度において、家屋等への立入調査、家屋の所有者等を把握するための、今まではちょっと税法上できなかった固定資産税情報の内部活用、あるいは市町村による家屋等に関するデータベースの整備等を行い、努力義務も定められたというようなことでございます。税制上につきましては、固定資産税の税制度、市町村が行う空き家対策の円滑な推進に関する費用に充てる補助金や地方交付税の充実等が盛り込まれてるところでもあります。そういう意味では、今、条例を制定してやっておりますけれども、今後この特別措置法が施行されていきますと、朝倉市の対応というのも大きく変わってくるのではないかなというふうに期待をしておるところでございます。

空き家が増加することにより、よく言われますけれども、税制上の問題であります、空き家を取り壊しますと住宅用地でなくなるわけであり、地方税法349条の3の2に規定をされております住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けなくなるわけがあります。これによりますと、一般の宅地としての課税となり、税額が現在から3倍から6倍にはね上がってくるということになり、多額の解体費用を投入するよりも、放置しておいたほうが安いというようなことで解体等が進まないという事情もあるということでございます。

今回成立しました空き家対策の推進に関する特別措置法においては、固定資産の税制の改正が規定をされており、27年度の税制改正で一定の見直しをしていこうという動きのようでございますけれども、これは周辺の住民に危険を及ぼすと自治体が判断した場合は、空き家の住宅用地特例の適用を外す一方で、所有者が自主的に家屋を解体した場合は、一定期間、固定資産税の優遇措置を講ずる等の検討がなされていくというようなことでもあります。この地方税法の改正が行われると、老朽危険空き家の撤去にさらに危険空き家になる前の予備物件の減少にも効果が上がってくるのではないかなというふうにも思っております。

平成24年の朝倉市の条例の制定時においても、効果ある条例にするにはどのような条例にすべきかというふうなことで、いろいろこの議会でも議論がなされてきたところがございます。特に代執行はできないのか、あるいは取り壊しに要する経費負担はどうなるのか等々の意見が出されたが、個人の財産にさっきも申し上げましたように手が出せないというようなことから、今後の解決課題ということで条例化されて今日に至ったというところでございます。

このような経過の中で、今回の空き家対策特別法の制定について、朝倉市の課題の解決にも寄与するものだと思いますが、執行部といたしましては、多分、今あります条例についてはほとんど公表がされなくて、新たな条例をもうつくったほうが、国の制度によってつくったほうがうまくいくというような状況になるのではないかなというふうに期待もしております。そこあたりの考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） 特別措置法は現在、公布はされました。これから具体的な県の助言、指導を受けながら、この施行について検討していくことになりますので、省令による施行委任ということになってきておりますので、その間、検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） その件はひとつ、法律が施行されて、今、どういう中身になってくるのか、税制問題も含めた形になってくるとは思いますけれども、そういうものをひとつ十分検討して、効果ある条例にしてもらいたいというふうに思っております。

それから税制度と空き家対策についてお尋ねしますけれども、さっきも申し上げますように、現時点での地方税法の規定によりますと、いわゆる住宅を居住の用に、専ら使用しておるもの、あるいは一部住宅用に使用してるものについては課税標準の特例を設けられております。その中で、6分の1なり3分の1の減額になっておるとするのはさっき申し上げたとおりでございます。それが支障になってるということでございますが、固定資産税は固定資産に対して当該市町村が税金を掛けるということになっておるところでございます。課税客体として既成事実において居住の用に供し得ない状況にあるとすれば、市町村が判断がはっきりした判断ができれば、課税標準の特例を外すことができないのか、このことはどのように解釈したらいいのか、今の条例。いわゆる壊れかかって、実際居住の用に供してないやないか、しかし今でも特例がかかってるからそのままになっておる、だからされてないから、この部分については当たり前の宅地並み課税にしますよと、そういうものができないのか、そこあたりの見解を、現時点での見解で結構です、後はまた来年変わってくるとは思いますので、お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（江藤敦生君） 住宅の認定以下にと、返して言えば、何で危険老朽空き家にまで固定資産税の軽減措置が適用されるのかということだろうと思いますが、大きく住宅の認定につきましては2つのことが上げられるだろうというふうに思っております。

1つは、平成9年の4月1日に発せられました自治省税務局からの通達でございます。これによりますと、今、議員の御指摘がありましたけれども、現に人が居住していない家屋であっても、当該家屋が構造上、住宅と認められ、かつ居住以外の用に供されるものではないと認められる場合は、たとえ老朽化が進んでおっても住宅として取り扱えというのが1つです。

それともう1つ、大きな要因といいますか、は課税の公平性の確保、これが大きく作用しているというふうに考えております。といいますのは、実務上は課税の公平性の観点から条件を満たす空き家、これに対しましては一律に変更することが必要でございまして、一部の空き家だけにそれを狙い撃ちするような形での変更というのは非常に困難であると。

こうした空き家をこの固定資産税の特例措置の対象から除くというふうには、やはり軽減税率の適用外となる空き家、これの要件を明確化する必要があると。それと対象となる空き家、全空き家をやはり把握する必要があるかというふうに思っております。空き家がその住居としての要件を満たしている場合には、現行の税法上は適用がされますので、これを解除するというのはなかなか現時点では難しいかなというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 9 番田中保光議員。

○9 番（田中保光君） 通達の中でそのようになっておればあれですけども、私はむしろそのことが税の不公平性を持っておるんじゃないかなと私は思うところでございます。

もう1点は、あるのは、固定資産税の、地方税法351条によります固定資産税の免税点の問題であります。減価償却がどんどん下がってくる、あるいは狭い住宅地の中に建っておる、田舎のほうに建っておる、そういう場合には土地については30万円、あるいは家屋については20万円、償却資産は150万円というのがありますけれども、以下であれば非課税ですよということになります。これも支障を来しておるんじゃないかなと、同じような理屈で。ただ、これについてもやっぱり条例を制定すれば、これはとることができるということ、ただし書きがあるわけですね。そういうふうなことで、こういうものもやっぱりうまく活用していかないといけないのではないかなというふうに思っておるところでございます。

さっきの問題につきましても、地方税法にしる、朝倉市の税条例にしても、固定資産の状況確認というのは当然にすることになってるわけですね。そこでやっぱり明確に課税客体が目的を達していないということであれば、その辺はやっぱりぴしっと対応できるような、今後のやっぱり検討というものも私は必要であろうというふうに思っておるところでございます。

きょう申しましたのは、そういうものを含めて、ひとつこの空き家対策についても十分な対応をしていただきたいというふうに思っております。地方創生に関する法律、あるいは空き家対策に関する法律、朝倉市の大きな課題に対して2つの法律ができたということで、大きく今後流れも変わっていくのかなと思います。

最後に市長の、もう1度、お願い申し上げたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、空き家が非常にふえておるということは、さきにありました人口減少の問題とも関連することだろうというふうに思います。

特に空き家につきましては、税法上のいろんな課税をするというような、いろんな税法上の措置がございます。そういったものにつきまして、先ほど言いました空き家に対する特別措置法の法律が今度公布されました。また今から詳しい、もっと出てくると思いますんで、私どもとしましては、その内容を十分把握して、情報をとりながら、朝倉市に合ったような形の中で、また条例運用をしていきたいというふうに思っておりますんで、ひと

つよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 9 番田中保光議員。

○9 番（田中保光君） 今、言ったように2つの関係が大きく変わってくるのではないかなと。私もそのことによって、朝倉市が本当に住みよい活力ある町に育っていくというふうに期待をしておるところでございます。そのほかにもいろいろありますけれども、ひとつ今後、乗りおくれのないような形で行政を進めていただきたいなということをお願いを申し上げまして、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 9 番田中保光議員の質問は終わりました。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時7分休憩